

水道メーターの交換にご協力ください

○水道メーターの交換について

水道メーターは計量法に基づき、8年に1度の交換が定められているため、交換対象になった家庭や事業所等の水道メーターを無料で交換します。水道メーターの交換は、市から委託された交換作業者が作業を行います。なお、交換作業者は、市が発行した身分証明書を携帯しています。

○交換のお知らせについて

交換対象の家庭や事業所等には『水道メーター交換のお知らせ』をハガキで通知、または、検針時に『上下水道使用量のお知らせ』と一緒に投函しますので、確認をお願いします。

○交換作業について

通知に記載してある期間内に交換作業者が伺います。作業前には声をおかけしますが、不在の場合でも水道メーターの交換を行います。作業時間は、メーターの大きさや設置状況にもよりますが、おおむね10分程度です。作業中は、水の使用ができなくなりますのでご注意ください。

また、交換作業時に立会いをお願いすることはありませんが、交換作業の支障にならないよう次のご協力をお願いします。

- ・メーターボックスの上に物を置かないでください。
- ・メーターボックス内に土や水が入っている場合は清掃をお願いします。
- ・犬などは作業範囲外に保留しておいてください。

作業終了後に、メーター指針・取替え日・新メーター番号等を記入した『水道メーター交換のお知らせ』を投函しますので、ご確認ください。

○交換日程について

No.	交換作業対象区域	交換作業期間
1	栄町、南町、富岡、下岩瀬、上岩瀬、根本、泉、宇留野、下村田、上村田、石沢、小場、上檜沢、下檜沢、氷之沢、高部、小田野、鷺子、国長、上小瀬、千田、野口、野口平、門井、下伊勢畑、上伊勢畑、桧山、長倉、野田、中居	8/2 ~ 10/10
2	中富町、抽ヶ台町、上町、下町、北町、東富町、高渡町、辰ノ口、塩原、小倉、姥賀町、野中町、田子内町、東野、八田、若林、上大賀、岩崎、鷹巣、小祝、小野、三美、西塩子、北塩子、照田、工業団地	9/2 ~ 11/ 8
3	山方、野上、舟生、西野内、北富田、小貫、照山、盛金、久隆、長田、照田	11/2 ~ 2/ 8

問 常陸大宮市水道お客さまセンター ☎ 52-0427